

5. その他

各種お問い合わせ先

労務費調査に関する各種お問い合わせは、以下にお願いします。

	内容	問合せ先
1.	労務費調査全体に関すること	労務費調査等近畿地方連絡協議会のホームページに記載の連絡先。 https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/roumuhichousa/index.html （受付時間：平日9:30～11:30、13:00～17:00）
2.	調査票の記入方法 調査票の提出方法・提出先	各発注機関の調査業務委託先 労務費調査等近畿地方連絡協議会のページ https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/roumuhichousa/index.html
3.	労務費調査オンライン システムの操作に関すること	①システムの操作内容の疑問点は AI 自動応答システム（チャットボット） 下記システムログイン画面の右上にあります、AI 自動応答システム（チャットボット）にて確認することができます。 https://romuhi-chosa.rm.keg.jp/rmh/R0050200100_kigy0 ②労務費調査オンラインシステムヘルプデスク TEL：050-3147-0491 （受付時間：平日9:00～17:00）

様式および参考資料の入手場所

公共事業労務費調査（令和7年10月調査）のご案内

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

労務費調査等近畿地方連絡協議会のページ

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/roumuhichousa/index.html>

国土交通省

Google 提供

文字サイズ変更 標準 拡大

音声読み上げ・ルビ振り

検索方法

サイトマップ

ホーム

国土交通省について

報道・広報

政策・法令・予算

オープンデータ・統計

お問い合わせ・申請

土地・不動産・建設業

土地・建設産業トップ

土地・不動産

建設業

国際展開

ホーム > 政策・仕事 > 土地・不動産・建設業 > 建設業・不動産業 > 公共事業労務費調査（令和7年10月調査）のご案内

建設業

- 建設業 トップ
- 建設業の許可
- 経営事項審査
- 建設業に係る登録制度
- 公共工事の入札契約制度
- 共同企業体制度（JV）
- 建設工事紛争審査会
- 建設業の国際展開支援施策
- 所管法令・通達一覧
- 建設業法令遵守

公共事業労務費調査（令和7年10月調査）のご案内

現在、一部の資料は昨年度調査の内容を掲載しております。順次更新いたしますので、利用の際は各資料の下部に赤字で記載している更新情報をご確認ください。

公共事業労務費調査のご案内

公共事業労務費調査とは

公共工事の工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」を設定するための基礎となる賃金の調査です。

みなさまの賃金の実態が公共工事の工事費に反映されます。

賃金実態を適切に反映した公共工事設計労務単価を設定するため、正確なデータを提出されるようご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ先

調査票の記入内容に関する相談等は、調査対象通知に記載されております調査業務委託先の相談窓口へお問い合わせください。
また、お問い合わせ先については、問い合わせの内容に応じて、下記の資料においても確認可能です。

国土交通省 近畿地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kinki Regional Development Bureau

文字のサイズ 小 中 大

Google 提供

防災 河川 道路 まちづくり・建設産業 港湾・空港 企画 営繕 用地 総務

防災・災害情報 現場見学・出前講座 近畿の社会資本整備 事業者向け技術情報 発注・入札情報 整備局の紹介 申請・相談窓口 採用情報 DX インフラ DX

HOME > 企画 > 建設事業者の皆さまへ > 公共事業労務費調査について

公共事業労務費調査について（近畿地方連絡協議会のページ）

企画

- i-Construction
- 建設事業者の皆さまへ
- 一般の皆様へ
- 活力ある近畿の実現
- 持続可能な社会の実現
- 建設施工・建設機械
- 自治体等人材育成支援

公共事業労務費調査等
近畿地方連絡協議会

このサイトは近畿地方での労務費調査の実施における実施要領・連絡事項について説明するものです。
公共事業労務費調査に関する内容は下記の公共事業労務費調査ウェブサイトをご覧ください。

国土交通省ホームページ 公共事業労務費調査ウェブサイト

【公共事業労務費調査のご案内】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

公共事業労務費調査について

●公共事業労務費調査の目的
公共事業労務費調査は、公共工事の工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の設定の

5. その他（無効標本を有効標本へ）

無効標本を有効標本へ【公共事業労務費調査】

公共事業労務費調査連絡協議会

皆様から提出して頂いた調査票のうち、
「無効標本」として棄却されてしまうものがあります。

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、様々な確認をさせていただき、データとしての信頼性が担保されるものを有効標本として、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。有効標本以外は棄却され無効標本となってしまいます。

標本数の確保のためだけでなく、せっかくご協力いただいていることから無効標本となるデータを少なくしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

こんな理由で棄却されています!!（主なもの）

就業規則に定める所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることの確認ができない

調査票への記入事項の根拠となる資料がない

例）作業日報、出勤簿等（過去一年分）等



棄却されないためには・・・

就業規則※に定める所定労働時間が、週 40 時間以内になるようにしてください。

※おおむね 10 年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

就業規則※や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届け出てください。現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにしてください。

※労働者の数が「常時 10 人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

公共事業労務費調査における 個人情報取り扱い

■個人情報とは

公共事業労務費調査を通じて公共事業労務費調査連絡協議会、各地方連絡協議会が提供を受けた、氏名、事業所名、住所、電話番号、等の特定の個人を識別できる情報をいい、他の情報と照合することで識別することができる情報を含みます。

■個人情報の収集の目的

公共事業労務費調査を通じて個人情報を収集する目的は「公共工事設計労務単価」の設定、技能労働者の処遇改善、及びその理解の促進のためであり、その目的以外に使用することはありません。

■個人情報の適切な管理

公共事業労務費調査を通じて収集した個人情報は、紛失や盗難、誤った利用などを防ぐために、適切に管理します。必要のなくなった調査票、確認資料、対象企業名簿については、確実に、かつ、速やかに廃棄します。

オンライン調査、書面調査、会場調査ならびに調査結果の集計業務を委託する外部機関に対して、公共事業労務費調査における個人情報の安全管理を適切に行うよう求めます。

会場調査の場合、確認資料及び調査票のイニシャル欄は、調査会場にて記入内容の確認後、返却いたします。

■個人情報の利用・提供の制限

皆様から提供いただいた個人情報は、調査目的の範囲内で利用いたします。個人情報は、法令等の規定に基づく場合や本人の同意がある場合など一定の例外にあたる場合を除き、調査目的以外の目的に利用したり、第三者に提供したりすることはありません。

6. まとめ

調査票一つ一つが「公共工事設計労務単価」の設定のための重要な基礎資料になります。

調査票と併せて確認資料の提出をお願いします。

賃金の実態を詳細に正確に記載することが適切な「公共工事設計労務単価」の設定につながります。

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。